

東京医療学院大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療学院大学学則第52条第2項に基づき、教授会について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学長、専任の教授をもって構成する。

2 学長が必要と認めるときは、他の教職員を出席させて意見を求めることができる。

(招集)

第3条 学長は、教授会を招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(開催)

第4条 教授会は、8月を除き、原則として毎月1回開催する。

2 教授会は、定数の過半数の出席を要する。ただし、別に定める委任状を提出した場合には、当該者は出席とみなす。

3 学長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

(審議事項)

第5条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議決)

第6条 教授会で議決をとるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の出席者には、委任状提出者は含まないものとする。

(学科会議)

第7条 リハビリテーション学科及び看護学科に、各学科の重要事項を審議するため、学科会議を置く。

2 学科会議に関する細則は、別に定める。

(委員会)

第8条 教授会の審議を円滑に行うため、次に掲げる委員会を置く。

(1) 教務委員会

(2) 学生委員会

(3) 入学試験委員会

(4) 自己点検・評価委員会

2 前項の委員会のほか、学長は必要に応じ委員会を置くことができる。

3 委員会に関する細則は、別に定める。

(非公開の原則)

第9条 教授会及び第7条に定める学科会議並びに前条に定める委員会は、非公開を原則とする。

(担当部署)

第10条 この規程に関する事務は、総務課が担当する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成23年10月24日施行の東京医療学院大学教授会規則は、平成27年3月31日をもってこれを廃止する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。